土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により届出のあった大井川右岸土地改良区(袋井市、掛川市、御前崎市、菊川市)の退任及び就任した役員を次のとおり公告する。

令和3年7月6日

静岡県知事 川勝平太

1 退任役員

役	職	住	所	氏	名
理	事	掛川市青葉台 4-11		松井	三郎
"		 袋井市新屋 1−5−13		原田	英 之

2 就任役員

役	職	住	所	氏 名
理	事	菊川市下内田 1264-17		長谷川 寛彦
,	IJ	袋井市宇刈 3226-1		大場 規之
II.		掛川市青葉台 6-2 グリーンガーデン302		久 保 田 崇